令和８年第 10 回

湯梨浜町教育委員会定例会

会　　議　　録

令和８年第 10 回湯梨浜町教育委員会定例会 会議録

日　　時　　令和８年９月 28 日（月）午後１時 23 分　開　会
場　　所　　湯梨浜町役場　第３会議室
出席委員　　山田直樹　坂田　克　新　勝彦　朝倉仁実　中村博孝
説明の為出席した者　　上井明彦　池田豊具　上田和子　尾川伸弘　山本達也
秋久敏彦　西川栄子　松本　真　山根康平

【議事日程】
日程第１　会議録署名委員の指名
（　　）　（　　）

日程第２　事務局課長報告
（１）臨時的任用職員の任用について
（２）教職員の部分休業の取得について
（３）教職員の病気休暇期間の更新について
（４）教職員の休職について
（５）臨時的任用職員の期間更新について
（６）教職員の産前・産後休暇の取得について
（７）休職補助教職員の臨時的任用について
（８）湯梨浜町立文化会館運営委員会委員の委嘱について
（９）職員の休暇・休職について
（１０）会計年度任用職員の任用について

日程第３　議案第４５号　湯梨浜町公民館運営審議会委員の任命について

日程第４　協議事項
（１）スマートフォン・ＳＮＳの利用とトラブル対応に関する学校と家庭の役割分担について

日程第５　報告連絡事項
（１）児童生徒の区域外（校区外）就学について
（２）湯梨浜町みんなのげんき館事業について
（３）中央公民館事業について
（４）図書館事業について
（５）問題行動・不登校について
（６）その他
・町立学校体育館の空調設備設置について

次回教育委員会（定例会）　令和８年　　月　　日（　）午後　　時　　分

発言者	内　　容
教育長	日程第２　事務局課長報告（1）臨時的任用職員の任用について説明をお願いします。
教総課長	（資料にもとづき、臨時的任用職員の任用について説明）
教育長	何か質問はありますか。 （なし） それでは、事務局課長報告（2）教職員の部分休業の取得について説明をお願いします。
教総課長	（資料にもとづき、教職員の部分休業の取得について説明）
教育長	何か質問はありますか。 （なし） それでは、事務局課長報告（3）教職員の病気休暇期間の更新について説明をお願いします。
教総課長	（資料にもとづき、教職員の病気休暇期間の更新について説明）
教育長	何か質問はありますか。 （なし） それでは、事務局課長報告（4）教職員の休職について説明をお願いします。
教総課長	（資料にもとづき、教職員の休職について説明）
教育長	何か質問はありますか。 （なし） それでは、事務局課長報告（5）臨時的任用職員の期間更新について説明をお願いします。
教総課長	（資料にもとづき、臨時的任用職員の期間更新について説明）
教育長	何か質問はありますか。 （なし） それでは、事務局課長報告（6）教職員の産前・産後休暇の取得について説明をお願いします。
教総課長	（資料にもとづき、教職員の産前・産後休暇の取得について説明）
教育長	何か質問はありますか。 （なし） それでは、事務局課長報告（7）休職補助教職員の臨時的任用について説明をお願いします。
教総課長	（資料にもとづき、休職補助教職員の臨時的任用について説明）
教育長	何か質問はありますか。 （なし）
教育長	それでは、事務局課長報告（8）湯梨浜町立文化会館運営委員会委員の委嘱について説明をお願いします。
生人課長	（資料にもとづき、湯梨浜町立文化会館運営委員会委員の委嘱について説明）
教育長	何か質問はありますか。 （なし）

発言者	内　　容
教育長	それでは、事務局課長報告（9）職員の休暇・休職について説明をお願いします。
生人課長	（資料にもとづき、職員の休暇・休職について説明）
教育長	何か質問はありますか。 （なし） それでは、事務局課長報告（10）会計年度任用職員の任用について説明をお願いします。
教総課長	（資料にもとづき、会計年度任用職員の任用について説明）
教育長	何か質問はありますか。 （なし）
教育長	それでは、日程第３　議案第 45 号　湯梨浜町公民館運営審議会委員の任命について説明をお願いします。
中央公民館長	（資料にもとづき、湯梨浜町公民館運営審議会委員の任命について説明）
教育長	何か質問はありますか。 （なし） それでは、日程第４　協議事項（1）スマートフォン・ＳＮＳの利用とトラブル対応に関する学校と家庭の役割分担について説明をお願いします。
教総課長	（資料にもとづき、スマートフォン・ＳＮＳの利用とトラブル対応に関する学校と家庭の役割分担について説明）
教育長	先程、教育総務課長より説明がありましたが、最近、ＳＮＳの利用を通じて、生徒間でのトラブルが散見されるため、小中学校の保護者を対象に研修会を行うこととしました。 内容としては保護者の実体験に基づいた事例発表、県警察本部の少年サポートセンターの講義に加えて、最後に私が児童生徒のＳＮＳの利用について、学校でできること、できないことについて、話をしたいと思います。資料は湯梨浜中学校長が作成した原案と私のパートの資料案を配布しております。 学校ではトラブル発生時の法的な仲裁や使用制限はできません。子どもたちのスマホ依存の懸念もされるところです。 小学生の時からＬＩＮＥグループを作っていることがわかっています。ＬＩＮＥはとても便利なツールですが、誰かが悪口を言ったら瞬く間に拡散するなどグループラインによる弊害も多く、利用については保護者の方にも留意していただくべきことを強調したいと思います。 またＳＮＳの使用は学力と反比例するのではないかという説もあります。議会でも児童生徒のタブレットやＳＮＳの使用についての質問がありました。 いずれにしても、児童生徒のＳＮＳ等の利用は今後、一層重要な課題になってきます。どこまで、学校や教育委員会が関与すべきか、委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。

発言者	内　　容
松本指導主事	昨年度の人権に関する意識調査でも、ＳＮＳ上で差別や誹謗中傷が蔓延しているという意見もありました。 また昨年度の学校のアンケートでは、小中学生の自分用の携帯電話の所持率はかなり高い数値が出ていました。 小中あわせて自分用のスマホを所持していると回答した率が、52％、小学校の 1～3 年が 38％、4～6 年が 49％、中学校では 78％となっています。
中村委員	みんなが正しい使い方ができればいいが、正しい使い方を知っていたとしてもそれができない背景には何があるのかと思います。携帯電話を持つ、持たないといったこともあるが、社会全体で人間関係が希薄になっていることとも関係しているかもしれません。いずれにしても、携帯電話の使用は喫緊の課題だと考えます。どうつきあっていくか難しいところです。
教育長	学校ではメディアリテラシーを推進しているのですが、子どもたちは正しい使い方をしていないのが現状です。いわばブレーキがかけられない状態です。
新委員	１回の研修だけでは劇的に改善されないと思います。何回でも繰り返して学習する必要があります。
教育長	この課題は学校だけでなく、生涯学習の分野でも取り組まなければならないと思っています。
中村委員	ＳＮＳによる誹謗中傷は、子どもだけではなく、大人にも共通する課題です。むしろ大人の方がより深刻化しているのではないでしょうか。
教育長	なかなか難しい課題ですが、スマートフォンやＳＮＳ等の安全利用について、粘り強い取組が必要です。繰り返しの啓発を行っていきたいと思います。 それでは、日程第５　報告連絡事項に入ります。(1) 児童生徒の区域外（校区外）就学については後程説明をお願いします。 報告連絡事項(2) 湯梨浜町みんなのげんき館事業について説明をお願いします。
中央公民館長	（資料にもとづき、湯梨浜町みんなのげんき館事業について説明）
教育長	何か質問はありますか。 （なし） それでは、報告連絡事項（3）中央公民館事業について説明をお願いします。
中央公民館長	（資料にもとづき、中央公民館事業について説明）
教育長	何か質問はありますか。 （なし） それでは、報告連絡事項（4）図書館事業について説明をお願いします。
図書館長	（資料にもとづき、図書館事業について説明）

発言者	内　　容
教育長 図書館長 教育長 教総課長 教育長	8 月の羽合図書室の貸出人数が前年度よりかなり減少しているのは、レイアウト変更による閉館が原因ですか。 書架の整理による完全閉館したことが影響していると考えています。今年は酷暑だったため、利用促進のため、図書館のクーリングシェルターとしての役割をＰＲしていますが、なかなか数字に結び付きません。 その他、何か質問はありますか。 （なし） 報告連絡事項（5）問題行動・不登校については、後程説明をお願いします。 それでは（6）その他　町立学校体育館の空調設備設置について、説明をお願いします。 （口頭により、町立学校体育館の空調設備設置について説明） 何か質問はありますか。 （なし） その他の 2 点目として、町立学校のカスハラ対策について、説明します。（資料にもとづき、町立学校のカスハラ対策について説明） （次回定例会を 10 月 27 日（火）午後 1 時 30 分に開催することを決定。引き続き委員のみで、日程第 5　報告連絡事項（1）児童生徒の区域外（校区外）就学について及び(5)問題行動・不登校について説明があった。） 午後 2 時 48 分終了

上記会議の経過を記してその相違なきことを証明するため署名する。

署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署名委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会議録調製者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿